

2023年10月24日

日EU合同金融規制フォーラム第4回会合における共同声明（仮訳）

日EU合同金融規制フォーラムの第4回会合は、2023年10月23日及び24日にブリュッセルで開催された。

参加者は、金利の上昇を含む現在の金融・経済環境や、特にロシアによるウクライナへの不法な侵略戦争の地政学的動向が、EU、日本及び世界の金融システムに及ぼす影響について議論した。

参加者はまた、サステナブルファイナンス、デジタル金融の分野、銀行及び保険セクターを含む規制・監督上の多くの課題や国際的な場におけるより緊密な協力の可能性について議論した。

日EU合同金融規制フォーラムは、アレクサンドラ・ジュール=シュレーダー欧州委員会金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局次長及び三好敏之金融庁国際総括官が議長を務めた。

金融庁及び欧州委員会に加え、欧州中央銀行（ECB）、欧州銀行監督機構（EBA）、欧州証券市場監督機構（ESMA）、欧州保険年金監督機構（EIOPA）及び単一破綻処理委員会（SRB）の幹部が同席した。

参加者は、多くの不確実性が残されている一方で、いくつかの前向きな傾向もある、グローバル、EU及び日本の金融サービス分野の動向について議論した。

欧州及び日本経済は依然として強靱である。参加者は、脆弱性を監視し、金融の安定に対するリスクを軽減するために、国際的なレベルを含む継続的な意見交換が重要であることに留意した。

参加者は、トランジション・ファイナンス、サステナビリティ報告、ESG格付けなどのトピックをカバーする、それぞれの法域におけるサステナブルファイナンスの分野における進展に関する情報を共有した。

両者は、一貫性があり比較可能で信頼可能な、法域ごとの開示要件を発展させるためのグローバルな枠組みである、最近のISSB基準によって達成された進展に留意した。

この点に関して、EUの参加者は、欧州委員会による欧州サステナビリティ報告基準の採用について報告した。これは、ISSBの基準と非常にハイレベルでの整合性を確保するものである。金融庁は、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）におけるサステナビリティ開示基準の策定状況について報告した。両者はまた、サステナブルファイナ

ンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム（IPSF）および G20 サステナブルファイナンス作業部会（SFWG）のメンバーとしての協力についても議論した。

参加者は、デジタル金融の進展、特に暗号資産の規制及びリスクへの対処における国際的な一貫性及び包括性の重要性を認識しつつ議論を行った。

参加者は、このセッションで議論された多くのトピックに対する相互の関心を認識し、二国間の交流及び国際的な場の双方において継続的な協力への期待を表明した。

この文脈において、欧州委員会は、実施措置を含む暗号資産市場(MiCA)規制、金融データアクセス規制(FIDA)及びデジタルオペレーショナルレジリエンス法(DORA)に関する最新情報を提供した。

金融庁は、ステーブルコイン及び暗号資産に関する法令上の枠組みに関する最近のアップデートを提供した。

参加者は、それぞれの法域における最終化されたバーゼル3改革の実施状況について相互に情報交換した。

欧州委員会は、銀行の第三国支店の取扱いを含む、最近最終化した EU の銀行規制パッケージの主要な方針を説明した。

この議論では、2023 年春に発生した銀行を巡る混乱についても取り上げ、教訓を引き出すとともに、銀行規制、監督及び破綻処理に関して現在行われている国際的な議論について意見交換を行った。

欧州委員会はまた、EU の危機管理・預金保険(CMDI)の枠組みを見直すための法案について、アップデートを行った。

さらに、参加者は、EU および日本における再建・破綻処理計画策定について議論した。

最後に、金融庁と SRB は、G-SIBs の破綻処理に関する事項についての協力に関する年次のアップデートを行った。

参加者は、保険監督者国際機構（IAIS）執行委員会の新たな議長に選出された有泉秀金融庁金融国際審議官のリーダーシップの下での IAIS の主要なプロジェクト（国際資本基準（ICS）、包括的枠組み、自然災害のプロテクションギャップ及び今後の道筋を含む）について議論した。

金融庁は、参加者に対し、日本の経済価値ベースのソルベンシー制度に関連する進展について最新の情報を提供した。

一方、欧州委員会は、EU のソルベンシー II の枠組みの見直しプロセスにおける最近の進展について報告を行った。

欧州委員会はまた、保険セクターに対する再建・破綻処理指令の策定の現状についても提示した。

資本市場の分野では、参加者は、ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)の移行に関する経験を共有し、互いの移行対応状況について最新の情報を提供した。

参加者は、それぞれの法域における資産運用セクターに関連する政策改革について意見交換を行い、金融庁は、資産運用立国の実現に向けた施策の概要を提供した。

参加者は、2024年に東京で開催される次回のフォーラム会合に先立ち、会合で議論された様々なトピック及び相互に関心のある他のトピックについて更に関与することに合意した。

(背景)

日EU金融規制協力は、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の金融規制に関する規制協力に関する附属書八-A」に基づいている。

この付属書は、2022年3月に金融庁及び欧州委員会金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局(DG FISMA)によって採択された「日EU経済連携協定付属書8-Aに基づく金融規制に関する日EU協力の実施のための実務的取決めを定める枠組み」によって補完されている。

これらの取決めは、日EU合同金融規制フォーラムの開催や参加者間の情報交換などに関するものである。

金融規制協力の目的は、金融の安定性、公平かつ効率的な市場、及び、投資家・預金保険者・保険契約者・金融サービス提供者がフィデューシャリー・デューティーを負う者の保護を、さらに強化することを目的として、二国間及び国際機関の場において協力することとされている。日EU合同金融規制フォーラムは、金融庁と欧州委員会との間の議論のための主要なプラットフォームであり、毎年開催されている。ECB、欧州監督者機構及びSRBは、本フォーラム内の議論に定期的に参加している。

日本の金融庁と欧州委員会の金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局は、IPSFに参加している。IPSFは、環境面で持続可能なファイナンスを目指して、情報交換や関係する政策協調の努力を促進するものとなっている。その重点課題には、タクソノミー、基準及びラベルといったイニシアティブや、投資家が世界的なグリーン投資機会を識別しかつ把握するための基礎的な要素である開示が含まれる。

2019年10月11日、金融庁とSRBは、再建・破綻処理に関する協力枠組みに合意した。